

平成28年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成28年7月29日（月）13時30分から15時00分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：榎原禎宏委員、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、森本博一委員、

石割康平委員、古川麻里恵委員、柚木泰人委員、田中勉委員、

佐脇貞憲委員、佐々木和美委員

教育委員会：森永教育長、森本教育部長、加藤理事、濱野理事

竹本教育部次長兼学校教育課長、村田指導主事

傍聴の申請があり、木津川市審議会等の会議公開に関する規程第3条の規定に基づき許可する。

＜傍聴者入室＞

1 開会

2 委員への委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 木津川市いじめ防止等対策委員会について

事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市いじめ防止等対策委員会条例について説明を行った。いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて、学校におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び方策の策定に関し必要な指導助言を行い、重大事態の発生については、教育委員会の求めに応じて、調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。

本対策委員会は、情報公開や会議の透明性等保障することから、公開することが木津川市審議会等の会議公開に関する規程に定められており、公開としている。

[質疑応答]

委員からは特になし

- 6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について
事務局が資料に基づき説明を行った。

[説明]

会議の公開の方法については、会議の傍聴を認めることにより公開とする。ただ、非公開の部分、いわゆる個別の事象等個人情報に関わるもの、機密性の高い事案について取り扱う場合については、本規定第3条の適用として、その内容について非公開とする。

次に議事録については、事務局で作成したものを議長と指名委員の方1名に署名いただき、議事録とする。

なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、要点を整理したものとして作成する。またホームページ上で公開する。

委員の守秘義務については、この会議の中で知り得た秘密については、在任中はもちろん退任後もこれを漏らしてはならないので、委員の皆さんにはよろしくお願いしたい。

[質疑応答]

委員からは特になし

- 7 委員長・副委員長選出
事務局が説明を行った。

[説明]

委員の中から、委員長には京都教育大学の榎原委員、副委員長には医師の石割委員の推薦があり、全体確認を行った。

(異議なしの声)

事務局：異議なしの声をいただいたので、委員長には榎原委員、副委員長には石割委員にご就任いただく。

- 8 委員長（就任あいさつ）

- 9 議事

これより議事進行は委員長となった。

（1）議事録署名委員の指名

議長が名簿順により、岩瀬委員を指名した。

（2）木津川市いじめ防止基本方針について

議長が事務局に説明を求めた。

事務局が資料に基づき説明をおこなった。

〔説明〕

本基本方針については、平成26年4月に策定したが、平成28年7月に一部改訂した。その内容も踏まえて説明する。

1 いじめに対する基本認識。「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」ことが、いじめ防止対策推進法でいじめの定義とされている。この定義に従って、木津川市においてもいじめを認知している。アンケートによる調査では、いじめられたかどうかではなく、嫌な思いをしたかどうかということで質問している。その嫌な思いがいじめの第1段階として認知していく姿勢で取り組んでいる。

2 いじめの未然防止の取組。特に学校教育の中では、人権教育や道徳教育等を中心としながら、いじめについての啓発的な教育を行っていく。また、児童会や生徒会等色々な活動を感知しながらやっていく等々、様々な部分で取り組んでいる。

3 いじめの早期発見。いじめアンケートを実施している。いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」を定期的に実施する。当初無記名アンケートの形をとっていたが、その後聞き取り等個人面談する上で、名前が必要であるという学校等の状況もあり、現在、記名・無記名は学校の判断に委ねる形をとっている。実施時期は、1学期と2学期各1回ずつ全校で行っている。なお、3学期も実施している学校もある。内容については、市独自で作成したものである。又、アンケートは、以前この会議で意見をいただき、本年度一部変更している。

定期的な教育相談の実施を行っている。これは、日常的な教育相談活動に加えて、いじめアンケートを取った後、すべての児童生徒を対象に教育相談を実施して、アンケートに書かれた内容を確認して、いじめに繋がつ

ていないか、或いは状況が改善されているのか確認している。従来、小学校は1回以上、中学校は2回以上であったが、現在は小学校・中学校とも年2回以上行っている。

4 いじめへの対応。いじめが起こった時にどのように対応していくのかという内容である。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備。（1）木津川市いじめ防止等対策委員会の設置。会議の役割として3点挙げている。次にいじめ防止等対策チーム。教育委員会の附属機関として、各学校のいじめ問題に対して、いじめの対策チームを派遣して、いじめ問題の解決に繋げるため、教育部長はじめとした構成員で実施している。又、対策委員の中からも教育長が任命又は委嘱という形で、いじめ防止対策チームにご協力いただく委員もいる。

（2）学校いじめ対策委員会は、学校ごとに設置している。（3）教育委員会と学校間の連携を密にして、各学校での指導を教育委員会が支援し、いじめ問題等に対応するため、木津川市小中学校いじめ・生徒指導担当者会議を招集し、設置している。いじめの対応、アンケートや調査の交流を通して、市内の小中学校が同じ認識でいじめの対応ができるよう体制を整備し、実施している。

6 ネットいじめへの対応は、記載のとおり。

7 重大事態への対処。いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法による規程で、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間というのは、30日を目安としている。これらは、法律の規定になっているが、木津川市においては、平成26年度、平成27年度の2年間、重大事態については発生していないことを報告する。

8 学校におけるいじめ防止基本方針。学校ごとに「学校いじめ基本方針」を平成26年に定めています。内容は、各学校のホームページをご覧いただきたい。

〔質疑応答〕

委員：いじめの基本認識の②に、全ての児童生徒とあるのはどの範囲を指すのか。

事務局：基本的な考え方として、どの学校にも起こりうる、どの子にも起こりうるということで、全ての学校、小中学校、高等学校含めていじめに関してはこの認識であるが、本委員会で対応する事案は、市内の小中学校が基本となってくる。

委員：木津川市内の公立小中学校の認識でいいか。

教育長：基本方針に基づいて対応していくのは、木津川市立小中学校である。いじめは学校で起こりうるもの。市全体としていじめ防止の広報啓発は行っていくが、具体的な学校に関わっての対応については所管の小中学校と理解している。

議長：特に意見が無い様なので、基本方針は事務局の提案どおりで確認する。

（3）木津川市内の各学校の状況について

議長が事務局に説明を求めた。

事務局が資料に基づき説明をおこなった。

〔説明〕

木津川市いじめ調査結果ということで、本年1学期に各小・中学校において行った、いじめ調査の集計結果について説明する。なお、1学期末にまとめたものであるため、一部訂正が後日入るかも知れないので、速報ということでご理解いただきたい。

平成28年度第1回木津川市いじめ調査結果。一番早い学校で5月26日に実施、一番遅い学校で7月1日にアンケートを実施した。アンケートは、ほぼ全員の97%以上の児童生徒に実施している。いじめ調査については、そのアンケートの結果をもとに、教育相談を全員と実施し、その中で聞き取りをし、いやな思いをしたという部分について、いじめとして認知していったという作業である。そのいじめ調査については、ほぼ10%で実施している。なお、未調査の児童・生徒が数名いるが、それらはフリースクール等に通っていて、籍は学校にあるが、実際には登校していない。また、一部不登校の児童生徒で、本人と会えない、聞き取りについて保護者に理解してもらえない等により調査ができないものであった。

アンケートの形式については、別添資料のとおり。

アンケートをとるまでの1学期中に小学校では、1943名、中学校では259名がいやな思いをしたということである。その内、アンケートをとった時点ですでに解消したものは、小学校1141名、中学校155名

である。

小学校であれば、1943名がいやな思いをして、その内959名が誰かに相談している。また中学校は、259名がいやな思いをして、その内134名が誰かに相談している。

割合は、小学校ではいやな思いをした児童1943名は、小学校児童全体の36%にあたる人数である。また中学校の259名は、中学校生徒全体の11%にあたる人数である。その内継続している人数は、小学校では802人で1943人の41%、中学校では104名で259名の40%である。だいたい小学校では、3割~4割がいやな思いをして、その内4割が続いている、中学校では1割程度がいやな思いをして、4割が続いていることを、アンケートの中で答えている。

次にいやな思いの発生率である。平成25年度から同じアンケートを実施している。小学校では、ほぼ横ばい、中学校はやや右肩下がりで、若干であるが件数が減ってきている。次にいやな思いの内容は、例年とほぼ同じで、ひやかしやからかい、悪口等いやなことを言われるのが一番多い件数である。次に多いのが、遊ぶふりをして、たたかれたり、けられたりする、いわゆる軽い暴力を受けたというものである。3番目に多いのが、仲間はずれと強くたたかれたり、けられたりする等少し強い暴力を受けることである。ここ3年、ほぼ同じ傾向であった。

前年度の会議の中で出ていた意見として、物やお金をくれと言われた、取られたというのが、物とお金は深刻さの度合いが違うというご意見をいただいていたため、今年度は物とお金を分けて調査した。結果、小学校では、無理やりものをくれと言われたのが238件、無理やりお金をくれと言われたのが84件、物を盗まれたり、隠されたり、壊されたりしたのが394件、お金を盗まれたり、隠されたりしたのが50件。中学校では、無理やりものをくれと言われたのが10件、無理やりお金をくれと言われたのが7件、物を盗まれたり、隠されたり、壊されたりしたのが38件、お金を盗まれたり、隠されたりしたのが2件で、少し数の違いが出てきている。

次に、小学校、中学校いじめ調査の数値について説明する。これは、アンケートを取って、その後個別面談で聞き取りをした結果、いじめと認知した件数である。小学校では第1段階が1872件、第2段階、第3段階は0件である。第1段階、第2段階、第3段階とは、京都府のいじめの認知の分類方式で、第1段階は、いじめの総数である。軽易なものからひどいものまでを含む全てのものである。第2段階は、第1段階の内、解消していないもの、解消はしていても取組に組織的な対応が必要であったり、

或いは継続的な指導が必要であるもの。やや程度の酷いいじめとして理解いただきたい。第3段階は、重大事態である。その方式に従って分類している。中学校では、第1段階が191件、その内解消が186件で5件が継続している。第2段階が17件、その内解消が12件、継続が先ほどの5件である。次のいじめの態様別件数については、アンケートとほぼ同じ傾向なので、説明を省略させていただく。

〔質疑応答〕

議長：いじめの認知件数で、たまたまかも知れないが、男の子が多いことに関して、何か推論はあるか。

事務局：特に男女別の考察をしていないので、お答えできない。

委員：いじめが解消といった場合は、何をもって解消というのか。解消と認識するまでの時間、幅が気になった。被害児童は聞き取られることで、少しケアされた気持ちになる。加害とされた児童については、指導を受けることになると思うが、そのあたりがどのようにされているのか少し気になった。加害と被害が反転するような場合もあるとすると、単に加害児童というのはおかしいと思う。

委員：アンケートでいやな思いの実態を示されているが、例えば同じ子どもが複数の子どもに同じようなことをした場合、嫌だと思う子どもと何も感じない子どもと両方あると思うが、その場合は、嫌だと思った子どもの数値だけ出てきて、何も気にしない子どもの数値は出でないという理解でいいか。

事務局：アンケートについては、子どもが書いたものそのままなので、嫌な思いとして感じていなければ、数値としてあがってこない。ただ、学校としてはアンケートが全てではなく、聞き取りの中で、担任が普段の様子を見ていて感じたことを、子どもたちに聞き取りしている。

議長：事務局からの報告に関して、他にご質問等はないか。

〔特になし〕

（4）意見交換

議長：木津川市のいじめ対策に関して、ご意見、ご質問等含めまして委員の皆さまから声を募りたい。

委員：アンケートや聞き取り調査を年間決められた回数をすることによって、自分が受けたいじめだけでなく、自分がしてきたことにおき替えることができるので、すごくいい取組だと感じているので、これからも続けていくことが大切だと感じている。

委員：アンケートやアンケートに基づいた面談がなければ、教師もいじめに関する端緒が掴みにくい現状もあるので、有効な方法と思うが、今日無いといつても明日起こるかも知ないので、日々生活の中で生徒の様子を可能な限り見ていくということを継続してやっていく。もう1点は、木津川市いじめ防止等対策委員会条例第2条第2項ですが、具体的にどのように指導、助言をいただけるのか。学校現場として、はっきりと分かっていないところがあるので、ルート的なものがはっきりとすれば、なお良いかなと感じた。

事務局：具体的には、基本方針に「いじめ防止等対策チーム」を設置をしている。このチームが直接学校の求めに応じて動く形だが、そこで対処できない事案について、当委員会で諮って市としての方針を出すということになる。

議長：いじめアンケートの積極的意味をご指摘いただいたが、経年で同じフォーマットでの実施スタイル等でご希望やご意見はないか。

委員：ほぼ定着してきているので、しばらくはこのままでいい。

委員：特段なく、継続でいい。

委員：アンケートを記名式に変更したという説明だったが、記名式にしないと、あの聞き取り調査ができなくなることは承知しているが、記名式にすると発言し辛い、アンケートに答えにくい面は十分あると思うので、例えばインターネットで回答するとか、記名式であつ

ても答えやすい体制を検討するのも場合によっては良いのではと思った。

議長：インターネットで答えるとは、どんな内容か。

委員：インターネットは、回答している内容を他人に知られることはまずない。紙ベースだと自分が回答している内容が、すぐにでも他人に知られてしまうことで、書き辛い面があると思う。

議長：調査者（学校）が誰が書いたのかわかるかどうかということと、他の生徒が、誰が書いたのかが分かるのをわけてということですね。それは、また検討いただきたい。

委員：いじめアンケートは、いじめられた側からの内容で、何が原因か追究していく中で、指導する上で、クラス会等でいじめた側からも話ができる雰囲気づくりが大事だと思う。

議長：委員会や学校の指導で、いじめを生まない学校づくりをしていただいていると思う。

委員：いじめアンケートと教育相談がセットになっているのは、とても意味あることだと思っていて、加害者に対しても教育相談を行っていると思うが、全体の中で加害者という風に指導されるよりも、個人の場で加害になっている人のケアも含めて、話をしてもらうことがとても意味あることだと思う。

委員：資料、経年変化のグラフについて、「誰かに相談した」「続いている」は「いやな思いをした」に対する比率であるが、説明では横ばいであるという表現であったが、全体の生徒の中では減ってきてていると思う。それに合わせて、中学校では毎年1学期よりも2学期が下がり、それが徐々に下にきているので、確実にこの取り組みを自信をもって続けていけばいいと思う。

調査が最後まで取り組めなかったケースということで、学校と児童・生徒の指導の部分と保護者にも理解いただいて地域一体となって進めていくことが必要であるし、ソーシャルワーカーが関わると思う。

事務局：保護者の理解が得られないケースは、ほとんどが学籍はあるがフリースクールに通っている児童・生徒である。また、一部の学校で不登校児童生徒はいるが、家庭訪問等で聞いているケースもある。

保護者は、子どもにはそっとしておいてほしいという思いがあり、子どもと会えないが、保護者には大丈夫であることを聞き取りしている。

委員：解消しないいじめの状況を、もう少し詳しく解析する必要があるのではないか。どういうものが第1段階から継続的、組織的な対応をしても解消しないのかを含めて、どういういじめなのかを今後の資料で分かるようにすれば良いのではと思う。

委員：同じ質問になるが、何か特徴的なものがあるのか。

事務局：事象の内容については、ほとんどがひやかし、からかいや悪口等嫌なことを言われたであり、それがまだ解消していない。また特定の子から、部活動で悪口を言われたり、ぶつかられたり嫌がらせをされたりする等で、金銭強要や激しい暴力はない。いわゆる人間関係の問題で、悪口や仲間はずれ等のものが解消されていない。

委員：いじめをしている本人が、それがいじめであるということを、深く認識していない、或いは認識していても本当に心の底から悪いことだと十分理解できずに軽はずみに継続して、なかなか解消しない。また、携帯関係で、いつまでも自分が嫌だと思う画像が残っていることが、心の部分で解消にならないケースはある。

事務局：今回、2段階については、数の集計は終わっているが、詳細の報告は求めているところである。中学校ではいじめとして保護者、本人へは指導をしているので、継続的な取り組みとして解決に向かっているものと理解している。

委員：学校内での対応は取り組んでいただいているが、学校を超えてとか、他の学校との事案はないのか。また、相談先に子どもが相談した時に、それらが学校に対して反映されるのか。どういうシステムになっているのか教えてほしい。

事務局：今現在、市内で複数校にまたがっていじめや生徒指導トラブルは、起こっていない。また、相談機関への相談に、自分の名前を告げた場合は、府教育委員会や教育総合センターからその学校へは伝わるが、名前等を伏せることを希望した場合は、守秘義務があるので、どこまで伝わるかは、把握しきれない。

議長：これまでの経験で、こうして通じた件数は、何件あるのか。

事務局：教育委員会に相談機関からいじめの相談があったことの連絡はほとんどない。ただ、京都府教育委員会に保護者が直接電話をし、相談されたことは、年に1、2件程度あった。

（5）その他

議長：本日の議事は全て終了した。これより進行は事務局にお返しする。

10 その他

次回の対策委員会は平成29年2月に予定。重大事案が発生した場合は、臨時にその都度招集させていただく。